

## 【令和8年度】

### 富田林市立児童館教育指導員（短時間非常勤職員（会計年度任用職員））募集要領

#### 1. 募集職種及び募集人数

(1) 募集職種

児童館教育指導員（短時間非常勤職員(会計年度任用職員)）

(2) 募集人数

1人

#### 2. 勤務形態

(1) 任用期間

任用開始日から令和9年3月31日まで

※希望される場合は、勤務成績や必要な業務量などにより再度の任用(翌年度の任用)手続きが可能です

(2) 勤務場所

富田林市立児童館（富田林市若松町一丁目7番47号）

(3) 報酬

①時間給 下記の資格等に該当あり：1, 510円（本市の規程により交通費支給(上限あり)）

下記の資格等に該当なし：1, 360円（本市の規程により交通費支給(上限あり)）

・「小・中・高校の教諭免許」、「幼稚園教諭免許」、「保育士資格(大阪府地域限定保育士資格を含む)」、「社会福祉士資格」、「児童厚生指導員資格(2級以上)」、「放課後児童支援員認定資格」のいずれかを取得している人。

・学校教育法の規程による高等学校を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した人。

・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した人。

②月末締切、翌月16日支払い

(4) 勤務日、時間、内容等

①勤務日：週2日または3日勤務（水曜日と土曜日を含む勤務。日曜日・祝日・年末年始は休み）

※週3日勤務の場合の勤務曜日については応相談

②勤務時間：[土曜日] 午前9時30分から午後5時15分まで（7時間勤務・休憩45分）

[平日] 午後2時30分から午後5時30分まで（3時間勤務）

[その他] 小学校の長期休み期間は、土曜日と同じ勤務時間。小学校の短縮授業期間は、午後0時30分から午後5時30分まで（5時間勤務）

※行事等により勤務時間が変則となる場合があります。

③勤務内容：小学生の遊びやスポーツ、宿題などの指導および事業運営補助

(5) 有給休暇等

本市の規程に基づき付与

(6) 社会保険等

労災保険に加入

### 3. 受験要件

児童館の運営に携わりたい人または関心がある人

※ただし次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 4. 申し込み

下記のとおり必要書類を持参し、申し込んでください。

**※申込時、簡易な面接を行います。必ず、受験者本人が申し込みに来てください（要事前連絡）。**

**※郵送での受付はいたしません。**

- (1) 申込期間 随時 ※採用者が決定次第、応募を締め切ります
- (2) 申込時間 午前9時から午後5時30分まで
- (3) 申込場所 富田林市立児童館（富田林市若松町一丁目7番47号）
- (4) 必要書類 児童館教育指導員エントリーシート（写真貼付・所定の事項を記入。）  
※「2.勤務形態(3)報酬①時間給」に記載の資格を満たしている方は、資格免許等の写し（各資格証の写し、勤務歴・学科の履修が分かるもの等）

### 5. 試験結果および採用資格

**申し込み時に簡易な面接を行います。事前に連絡をお願いします。**

- (1) 試験結果  
面接後2週間以内に連絡いたします。
- (2) 受験資格がないこと又は受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消す場合があります。

### 6. その他

- (1) 申込書類は、返却いたしません。
- (2) 申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負えませんので、手続きには十分注意してください。
- (3) 申込書に記載された情報は、採用の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、富田林市個人情報保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

### 7. 問い合わせ先

富田林市立児童館

TEL 0721-25-0666